

事 務 連 絡
平成21年9月30日

日本産婦人科医会 御中

厚生労働省保険局総務課

「出産育児一時金に関する相談窓口の設置について」に
関する周知の協力依頼について

平素より、厚生労働行政の推進にご協力いただき、お礼申し上げます。

さて、出産育児一時金等については、支給額を4万円引き上げ、原則42万円とするとともに、出産育児一時金等を直接医療機関等へ支払う「直接支払制度」を本年10月1日から実施することとしたところです。

しかしながら、当面の準備がどうしても整わないなど、直接支払制度に対応することが直ちに困難な医療機関等については、例外的に、一定の措置を講じていただいた上で、今年度に限り、直接支払制度の適用を猶予することとしたところです。

今回の制度の見直しに関して、妊婦の方々、医療機関等の方々からのご質問に対応するため、別添のとおり「出産育児一時金に関する相談窓口」を設置することとしましたので、御了知いただくとともに、貴下会員等に対し周知方よろしく願申し上げます。

平成21年10月1日

照会先：厚生労働省保険局総務課
電 話：03-5253-1111（内線3218）
F A X：03-3504-1210

出産育児一時金に関する相談窓口の設置について
～妊婦の皆様、医療機関等の皆様からのご質問に対応いたします～

出産育児一時金等については、支給額を4万円引き上げ、原則42万円とするとともに、出産育児一時金等を直接医療機関等へ支払う「直接支払制度」を本年10月1日から実施することとしています。

さらに、当面の準備がどうしても整わないなど、直接支払制度に対応することが直ちに困難な医療機関等については、例外的に一定の措置を講じていただいた上で、今年度に限り、直接支払制度の適用を猶予することとしたところです。

今回の制度の見直しに関して、妊婦の方々、医療機関等の方々からのご質問に対応するため、下記のとおり「出産育児一時金に関する相談窓口」を設置することとしましたので、お知らせいたします。

【出産育児一時金に関する相談窓口】

- 1 受付期間
平成21年10月1日より当面の間
- 2 受付時間
平日9：30～18：15
- 3 電話番号（出産育児一時金に関する相談窓口専用）
03-3595-2224